

学校緊急通報システムについて

- 1 目的 学校外において、子ども被害の通り魔事件等が発生し、犯人が逃走等している場合に二次被害防止の対策として、**警察本部通信指令課**から、最寄りの学校等へ**直接通報**を行うシステム。(緊急性のある事案を認知した場合)
- 2 対応マニュアル (直接通報でない場合も同様)

☆ 児童の安全対策を講じる

- ① 連絡を受けた者が**校長(教頭)に連絡**
 - ② 対策本部(職員室)にて**事案周知**
 - ③ 校長(教頭)による指示・命令・・・校長(教頭)不在のときは教務主任等
 - ・ **児童を避難**させる。体育館等へ(状況に応じて選定)
 - ・ 校舎内の**安全確認・施錠(2人以上で同時に行動)**
 - ・ 下校時間帯であれば**学校に止める**。
 - ・ 下校後であれば、**校区巡視し、児童の安全確保**
関係機関にも協力を求める
- ※ 場合によって連絡網にて家庭へ連絡〔校長(教頭)の指示する内容〕

☆ 近隣の学校等と教育委員会へ伝達

- | | | |
|------------|-----------------|-----------------|
| ① 教育委員会へ伝達 | 下関市教育委員会 | 2 3 1 - 1 5 7 0 |
| ② 近隣の学校等 | 吉母小学校 | 2 8 6 - 2 5 1 8 |
| | 吉見中学校 | 2 8 6 - 2 0 3 2 |
| | 安岡小学校 | 2 5 8 - 0 0 5 7 |
| | 川中小学校 | 2 5 2 - 0 8 3 3 |
| | 川中西小学校 | 2 5 2 - 1 9 4 9 |
| | 垢田小学校 | 2 5 3 - 5 4 3 3 |
| | 一の宮小学校 | 2 5 6 - 4 0 5 5 |
| | 勝山小学校 | 2 5 6 - 2 2 5 1 |
| 熊野小学校 | 2 5 4 - 2 9 0 1 | |
- ※ 蓋井小学校・吉見地区幼稚園・保育園

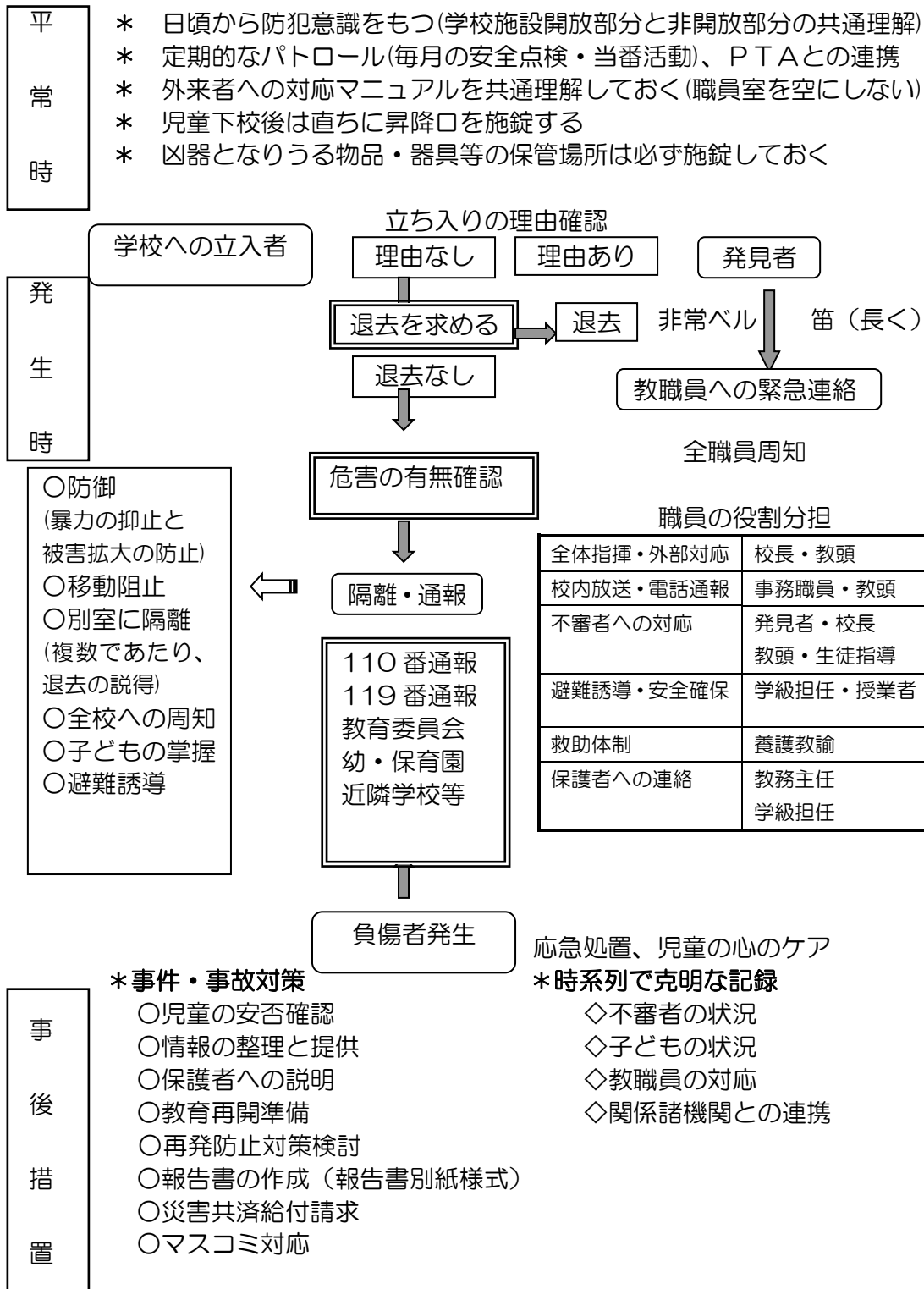
☆ 児童・生徒・保護者等への指導

- ① 付近の家や大人に助けを求めること
- ② 帰宅してからでなく、**すぐに学校へ連絡するか、大人の人に言って110番すること**

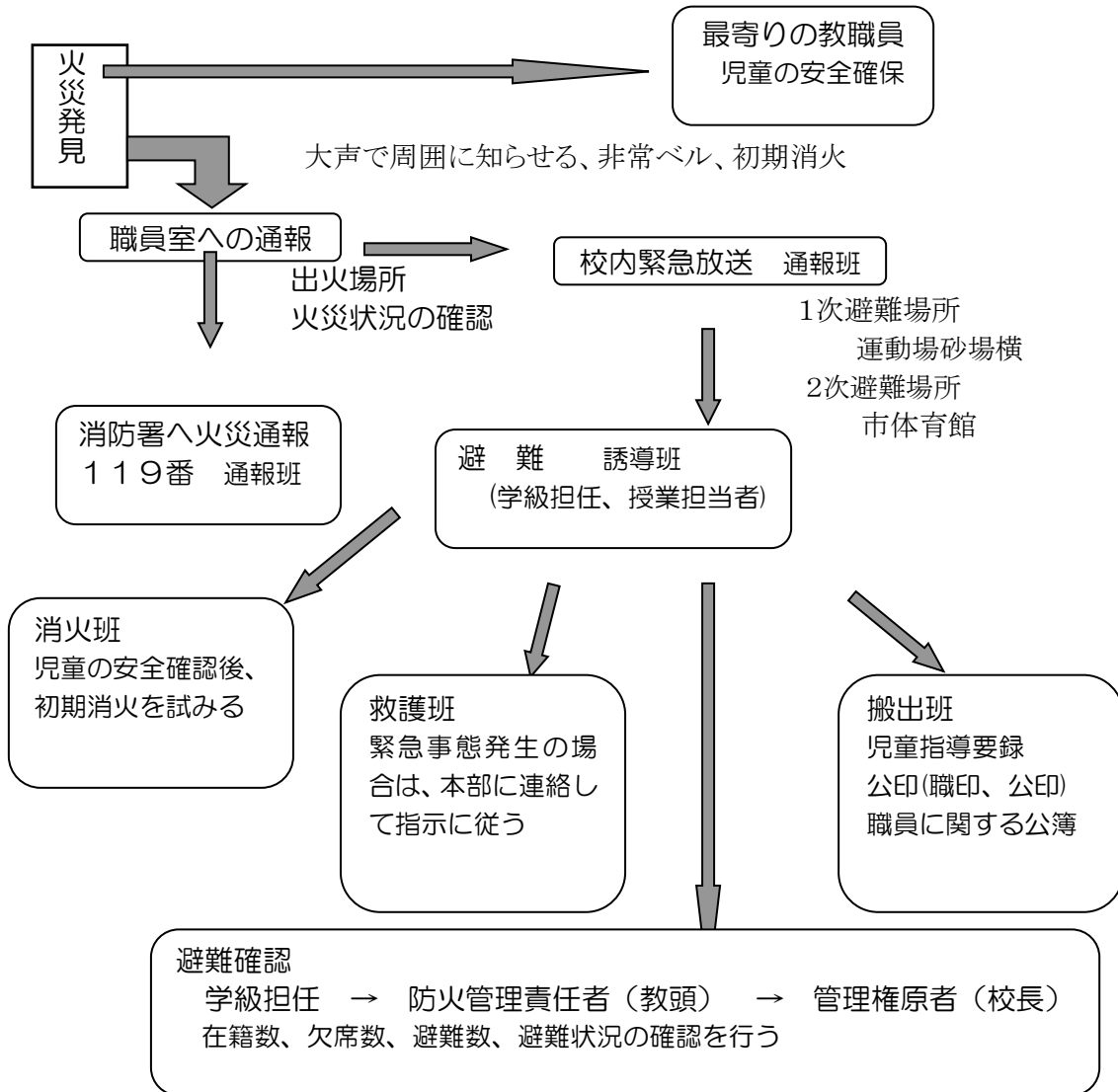
☆ 緊急性のある事案例

- ・ 通り魔事件の犯人逃走
- ・ 刃物等、凶器になるものを所持した犯人が逃走(徘徊)している
- ・ 声かけ事案やつきまとい事案が連続発生している場合
- ・ 略取(暴力・脅迫)、誘拐未遂の発生等

学校への不審者侵入時の対応



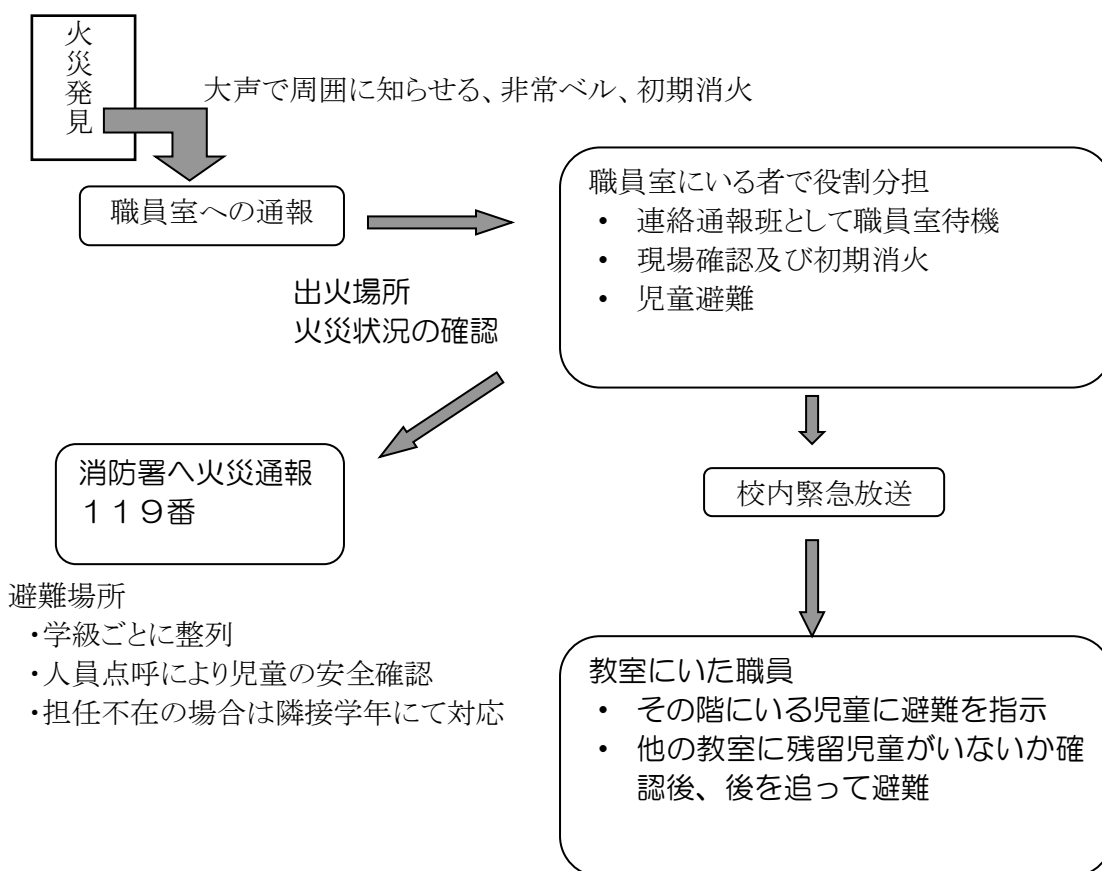
火災発生時の対応



事後措置

- * 事件・事故対策
- 児童の安否確認
 - 施設の安全確認
 - 保護者への説明
 - 市教育委員会への報告
 - 報告書の作成(報告書別紙様式)

○休み時間など、児童がバラバラな状態での火災発生



○校長、教頭不在時での火災発生

校長、教頭が登校するまでに下記の処置を行う

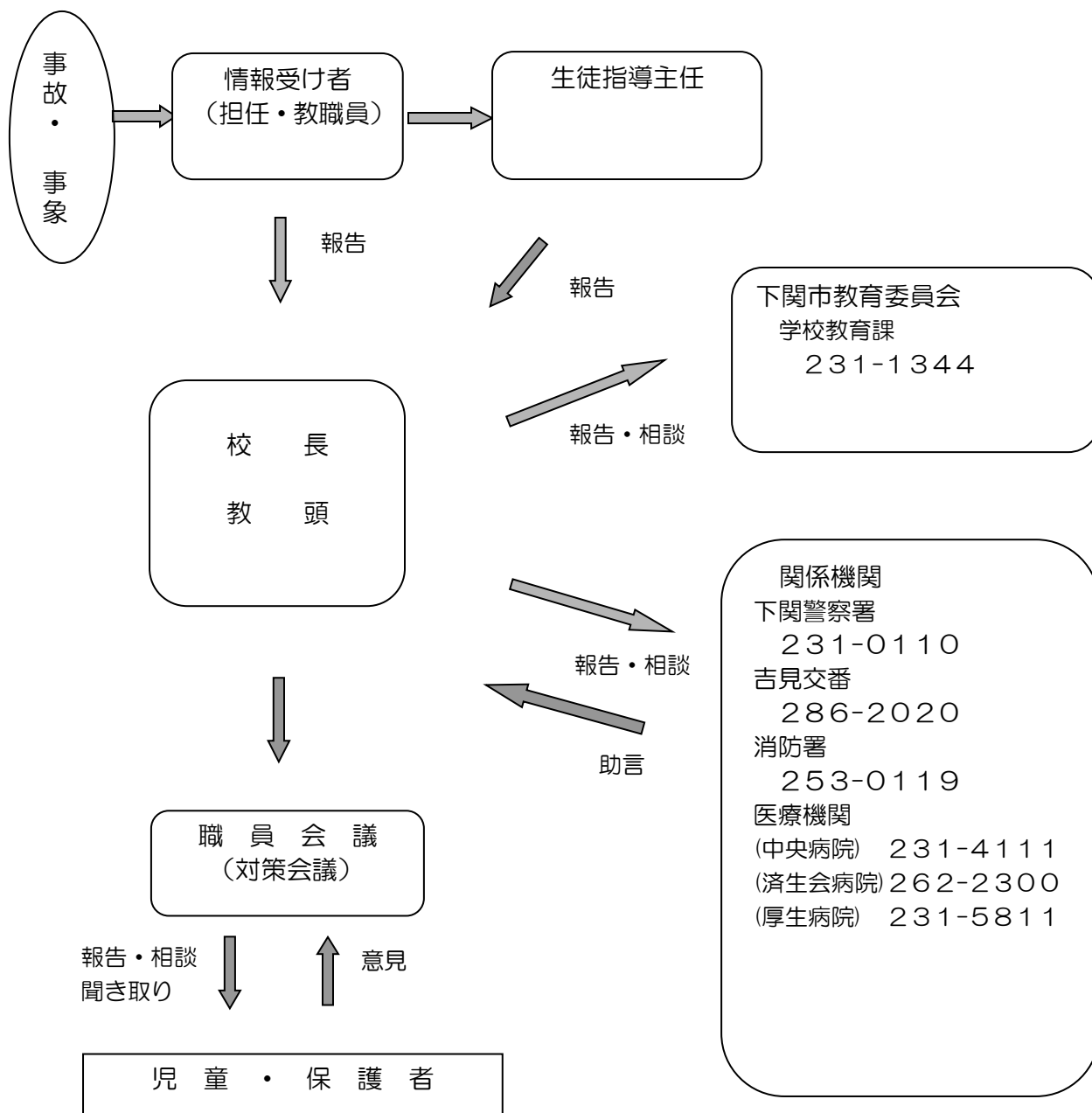
- ① 消防署へ通報
- ② 校長、教頭へ連絡し、指示を仰ぐ
- ③ 児童がいる場合には直ちに避難を開始し、児童の安全を確保する
- ④ 初期消火、搬出作業を行う
- ⑤ 市教育委員会へ速報

○夜間、休日に火災発生

- ① 連絡網を通して全職員に知らせる
- ② 教職員は直ちに出勤する
- ③ 校長、消防署員の指示に従う

○地震、および地震による火災発生の場合もこれに準じる

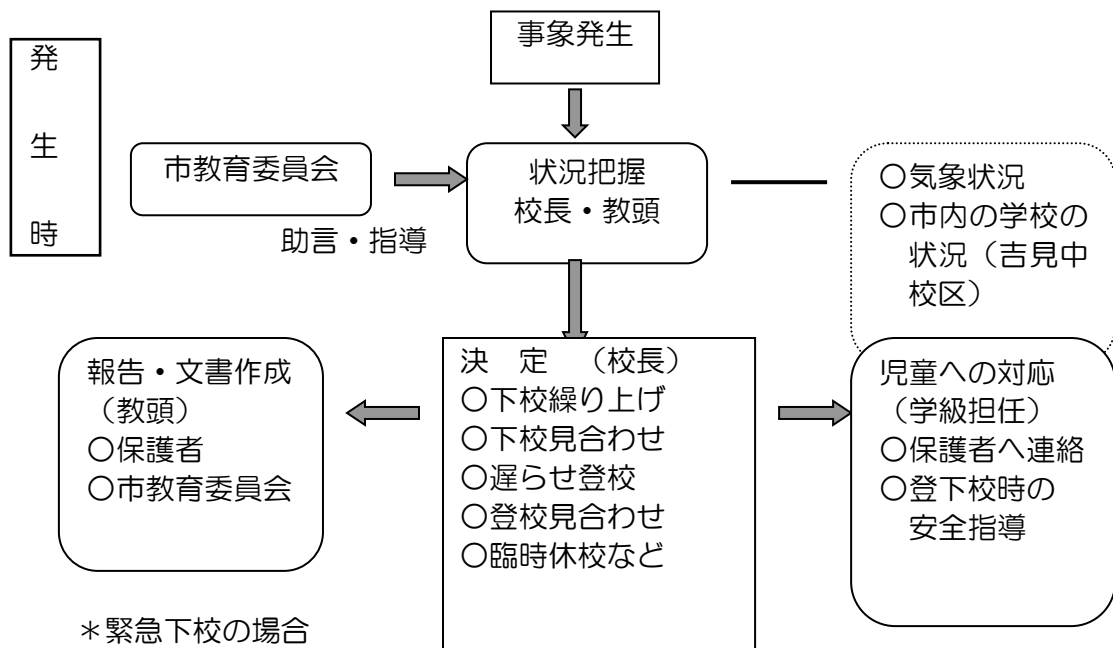
事故発生時の緊急対応



- ① 情報はその時点においてわかる範囲で把握し記録する。
- ② 事故発生の情報については、速やかに校長（教頭）へ連絡する。
連絡がとれない場合は教務主任、または生徒指導主任へ連絡する。
- ③ 児童の事故・教職員の事故については、昼夜に限らず下関市教育委員会に即報する。
【速報（管理職で行う）】し、指示指導を受ける。
- ④ 事故発生時より時系列で対応や結果などについて、詳しく記録しておく。
- ⑤ 子どもに関して全家庭に至急連絡する場合は、子ども安心メールや地区連絡網を使用する。
- ⑥ 教職員による事故発生なども上記の連絡体制で行う。
- ⑦ 報告・連絡・相談・確認の原則を常に忘れずに行動する。

自然災害発生時の対応

台風・土砂災害・その他風水害などの発生時の対応



* 緊急下校の場合

- ・子ども安心メールや保護者連絡網を使って、児童と家庭に連絡をする。
- ・帰宅して誰がいるか、家に入れるか確認する。
- ・集団下校の体制をとる。
- ・各自治会の担当職員者は途中までついて行き、現地指導と安全確認をする。
- ・状況によっては、保護者に迎えに来てもらう。
- ・気象状況と翌日の対応についての文書を配布する。
- ・給食についての対応を実施する。

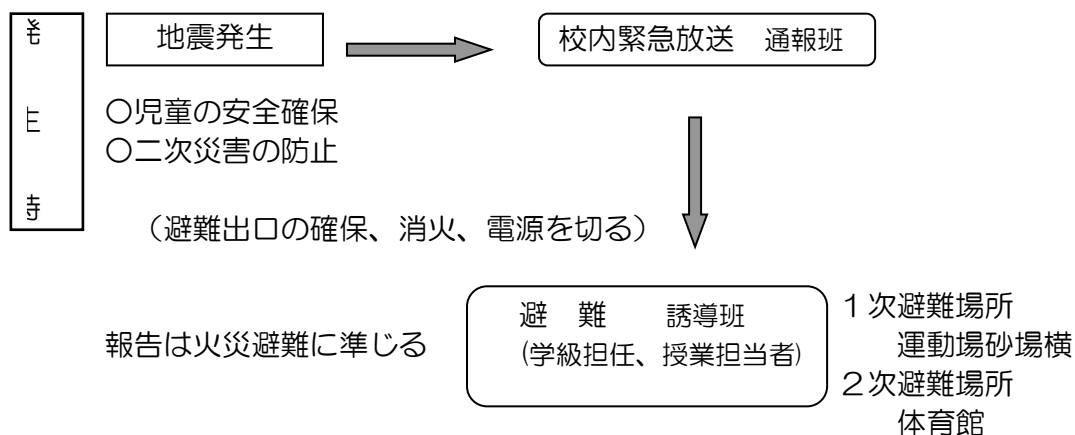
* 遅らせ登校や臨時休校の場合

- ・子ども安心メールや保護者連絡網を使って、児童と家庭に連絡をする。
- ・教職員は、安全に留意して勤務する。
- ・給食についての対応を実施する。

事後措置

- * 避難所開設については、市教委の指示に従う。
- * 安全確認後、授業再開準備にかかる。
- * 校舎周辺・通学路の安全確認を念入りに行う。

地震発生時の対応



○対策本部の設置

- ① 自衛消防組織に準じる
- ② 児童の安全確認、保護者への連絡と引き渡し
- ③ 施設の被害および安全状況の確認
- ④ 情報収集
- ⑤ 市教育委員会との連絡、関係機関との連携

○登下校時に地震発生の場合

- ① 児童の存在・安全確認および家庭との連絡
- ② 不明児童の調査…安全確認
- ③ 関係機関との連携

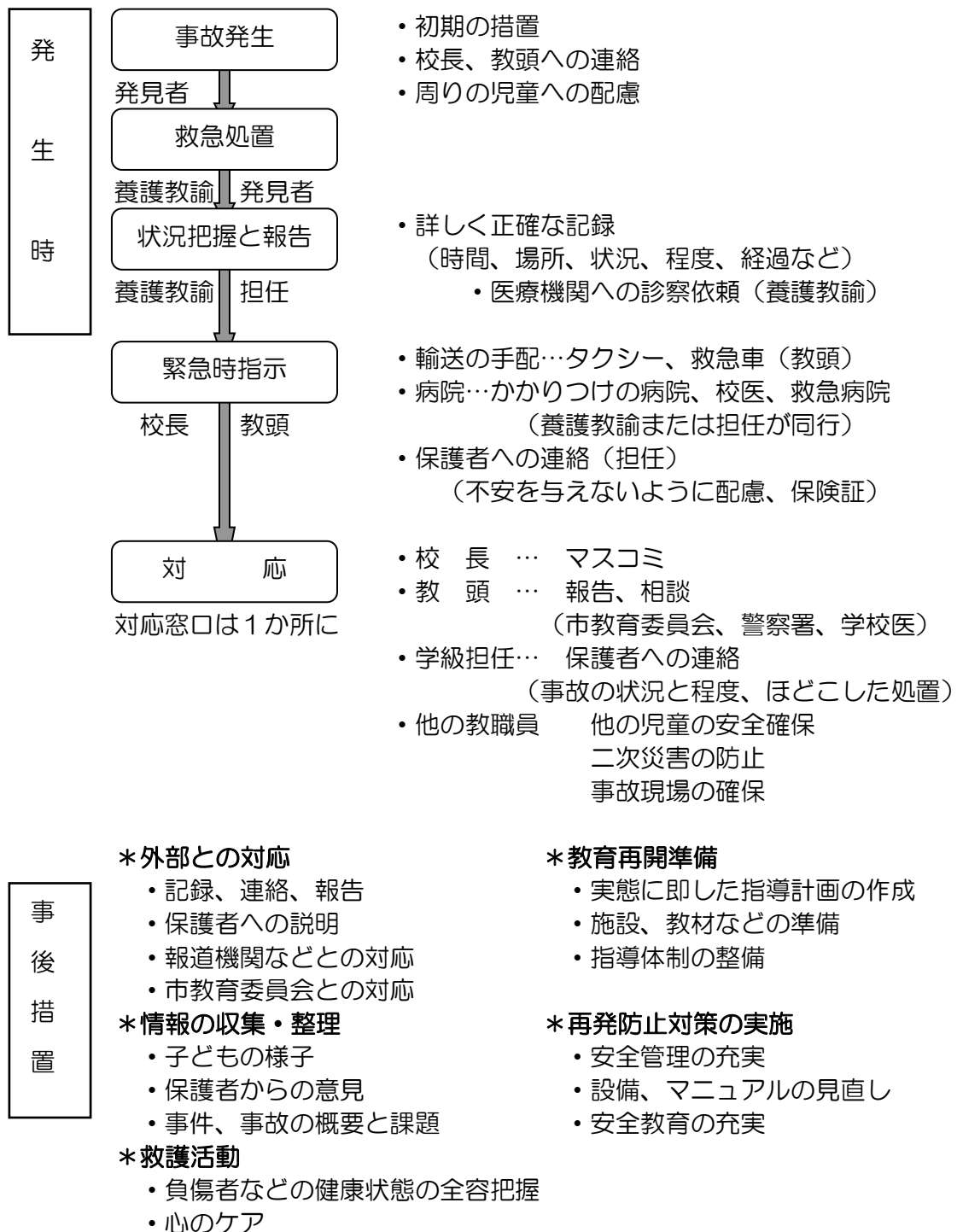
○休日などに地震発生の場合

- ① 校長、教頭、教務主任で対策本部を設置
- ② 児童の安全確認（児童の被災状況報告）
- ③ 職員の安全確認および待機または出勤の指示
- ④ 施設設備の安全確認
- ⑤ 関係機関・市教育委員会との連絡、PTA会長との連携
学校がとった処置の連絡、自治会別被害状況調査の依頼
- ⑥ 避難所への支援

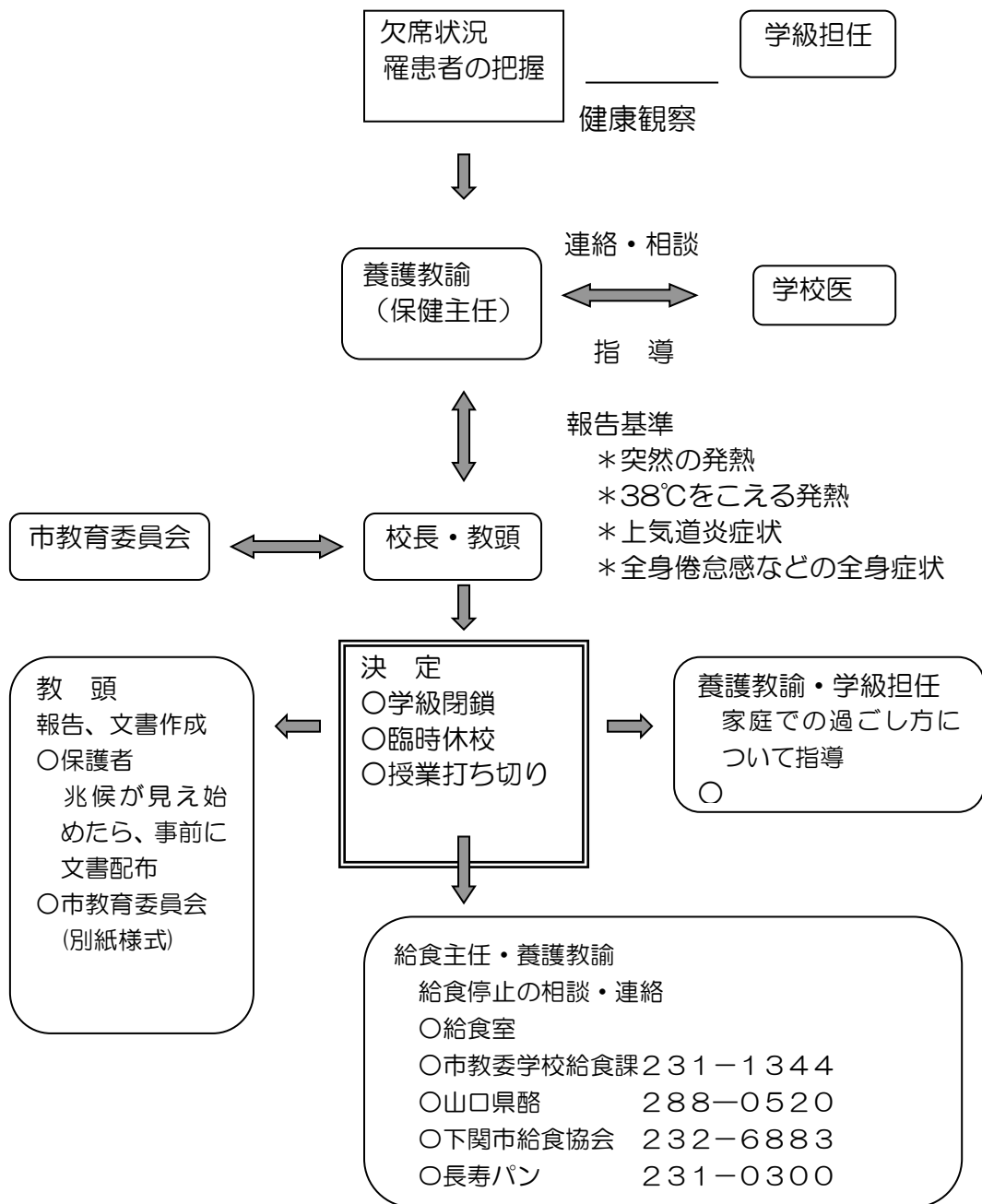
事後措置

- * 避難所開設については市長の指示に従う
- * 安全を確認後、授業再開準備にかかる
- * 校舎周辺・通学路の安全確認を念入りに行う

災害発生時の対応



インフルエンザによる学級閉鎖などへの対応

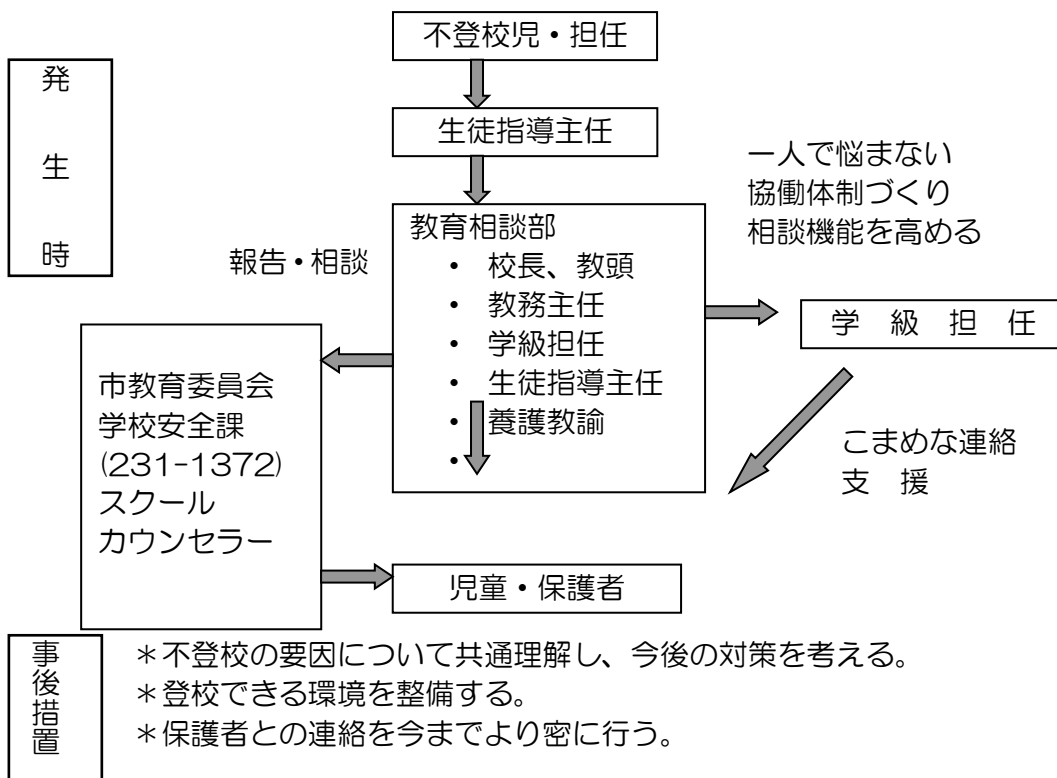


* インフルエンザなど発生における休校などの措置基準

- ① 休校の措置 …………… 在籍者総数に対して20～30%程度の欠席者
- ② 学年閉鎖の措置 …… 特定の学年で20～30%程度の欠席者
- ③ 出席停止期間…………… 解熱後2日を経過するまで（発症後から5日間）
外出について自粛する指導を行う

不登校が発生した場合の対応

- | | |
|----|---|
| 平時 | <ul style="list-style-type: none"> * 誰もが存在感、居場所のある学級経営 * わかる授業の実践 * 児童理解を心がける * 子どもの声や心に耳を傾ける * 誰もが認めあえる関係づくり * 早期発見・早期改善（全員で改善していこうとする高まりを） * 子どもの小さなサインを見落とさない教師の感性を |
|----|---|



いじめが発生した場合の対応

平 常 時	<ul style="list-style-type: none"> * 未然に防止する * 早期発見に努める (問診・アンケート・触診観察・検査・ひとりぼっち調査) * 良好な人間関係づくり * 職員間での共通理解
-------------	--

